

国際友好フェア 2026 出展要領

◆開催概要

名 称：国際友好フェア 2026

主 催：(公社) さいたま観光国際協会

趣 旨：市民及び市内・近隣地域在住の外国人市民らによる各種展示等を通じて、市民同士の触れ合いの場と世界の文化等を理解する機会を設け、相互理解と友好親善を図るために、感染防止策を講じながら「国際友好フェア」を開催するものです。

会 場：市民の森・見沼グリーンセンター敷地内（芝生広場）

日 程：2026年5月3日(祝)・4日(祝) 午前9時～午後4時（※4日は午後3時まで）

概 要：「国際友好フェア」は、上記開催趣旨に則った、公募による市民団体等が行う下記の展示・実演等を内容として開催します。

- ・市内国際交流活動団体による活動内容紹介
- ・各国の料理の販売
- ・各国物産品の展示・販売

（※）「販売」については、あくまでも世界各国の文化紹介の趣旨を持つものです。

日本のものは除きます。

来場者実績： 5万人（2025年・2日間）

◆募集内容

出展料（1ブース/2日間）：

① 活動紹介・展示（NGO/NPO等団体に限る）

会員または当協会が特に認める団体：無料

② 物品販売（食品・飲料以外）

会員：10,000円

非会員：18,000円

③ 食品・飲料販売

会員：20,000円

非会員：30,000円

※雨天決行。出展者の都合によるキャンセルの場合は、出展料は返却しません。

仕 様：1ブース（テント半張り奥行3.6m×間口2.7m）

長机1台、イス2脚、店名看板、消火器（火気・電気を取り扱うブースに設置）

※電源は含まれません。

※机、イスが追加で必要な場合は事前にお申込み下さい（有料）

参考（予定価格）： 椅子1脚 500円、机1台 1500円

※独自の立て看板等は来場者に危険が及ぼない範囲、またこちらで設置された看板が

隠れないのであれば設置可能です。

応募した本人（団体）のみの出展とし、他店との共同出展ないし又貸しは不可といたします。

◆出展規約

◆出展資格について

- (1) さいたま市内に住所のある団体、または参加者が市内在住・在勤・在学者であること、かつ当協会の会員団体を優先とします。
- (2) その他、当協会が特に認める団体。
- (3) 食品・飲料販売については、営業許可書（写し可）と食品を取り扱う参加者全員の腸内細菌検査（検便）結果の提出が可能な団体であること。

※1 以下の基準で出展申込書を審査します。

- ・期日内に申し込みを行なっているか。また書類に不備はないか。
- ・出展要領に基づいているか。
- ・世界各国の文化紹介（日本を除く）の趣旨に基づいているか。
- ・出展者及び来遊者の活動に支障はないか。
- ・会場管理やイベント運営において支障はないか。

※2 次の項目に該当する団体は出展することができません。出展申込書を提出されても不受理となります。

- ・暴力団員及びそれに関係のある者又は団体
- ・特定の政治活動や宗教布教活動を活動の目的としている団体。
- ・過去主催者が実施したイベントにおいて、主催者の注意に従わず改善も行わなかった団体
- ・※1の基準に反する団体。

◆出展に関して

- ・5月3日・4日両日の出展をお願いします。
 - ・ブースの使用に関しては、他団体との調整を行う為に多少の制限を設定する場合があります。また、1ブースはテント半張りとなり、隣のブースとの間には仕切りの幕を張ります。
 - ・貴重品・出品物などは各団体で管理をお願いします。主催者及び会場関係者は一切関与致しませんので十分にご注意下さい。
 - ・出展の際に出たごみは全てお持ち帰りください。会場内の来場者用ゴミ箱には捨てないで下さい。
 - ・地面は芝生となります。油等で芝生を汚してしまう可能性がある場合は、ブルーシート養生等で必ず破損・汚濁防止措置を取って下さい。また、熱いものを芝生に直接置かないで、持参したブロックや板等の上に置いてください。床面等、会場を破損、汚濁した場合は現状復帰に係る経費等実費を請求いたします。
 - ・出展団体での募金活動は原則禁止とします。
 - ・フェア当日、店頭でキャッシュでの支払いのほか、さいたま市デジタル地域通貨（さいコイン・たまポン）も使用できるように、加盟店登録のご協力を願います。
- さいたま市デジタル地域通貨加盟店登録等について
- <https://www.home.saitama-tsunagu.com/partner/>

- ・さいたま市の方針により、出店にあたり、さいたま市デジタル地域通貨(さいコイン・たまポン)の導入が必須になります。ご加盟していない団体・店舗並びに希望されない団体・店舗につきましては、当協会よりさいコインが利用できる二次元コードを当日配布させて頂きますので、フェア当日使用できるよう店頭に表示いただきますようお願いいいたします。
- ・二次元コードの使用による売上金の取り扱いおよび、さいコイン使用による手数料等につきましては、出展者説明会時に「株式会社つなぐ」より説明致します。

◆飲食物販売について

- ・飲食店での出展は必ず各都道府県から発行されている【営業許可書】が必要です。営業許可書の又貸しは禁止します。申込書と共に営業許可書のコピーをお送りください。営業許可書がない場合は出展できませんのでご了承ください。

- ・さいたま市保健所へ下記の書類の提出が必要になります。事務局で取りまとめて提出します。

- 1) 出店者リスト/テント内平面図（申請書4）

届出品目以外の販売はできません。1品目のみの出店の場合、3)衛生管理計画（申請書6）の提出は必要ありません。

- 2) 食品の取り扱い方法（調理工程等）（申請書5）

- 3) 卫生管理計画（申請書6）

- 4) 腸内細菌検査（検便）成績表の写し・・・食品に直接触れる作業をする人はすべて提出。

（※2026年1月以降実施のもの）

*保健所への申請用紙が本年度より変更されていますので不備のないようご注意ください。

わからぬ点がありましたらお早めにお尋ねください。

- ・酒類はその団体が紹介する国のみ販売出来ます。缶・ビン入り飲料の販売の際は紙コップに移し変えて販売してください。（缶・ビンのまま販売しない）。ただし、「期限付酒類小売業免許」を取得した団体のみ缶・瓶のまま販売ができます。申請は各自行い、免許のコピーを事務局まで提出ください。浦和税務署酒類指導官部門（048-600-5400）
- ・電源は出展者側にてご用意ください。

◆食品の取り扱いについて

- ・販売及び配付可能食品は、飲食直前に加熱調理するもの及び乾燥食品、未切開の果実のみとし、賞味期限の充分なものをご用意ください。

《食品例》煮込み、焼物類、麺類、フライドポテト、ハンバーガー、肉、ホットドッグ類、ソーセージ類、ポップコーン、干菓子等

- ・生ものは取り扱いを避けていただきます。
- ・食品は、使用する直前に新鮮なものを仕入れてください。
- ・要冷蔵・冷凍食品を用いる場合は、冷蔵庫・冷凍庫と温度計等を必ずご用意ください。
- ・調理場や販売所は、常に清潔に保ち、簡易手洗い器（蛇口付き水タンクと水を受けるバケツ等）

を設置し、石鹼液や消毒液を備えつけてください。

・原則として作り置きは禁止します。(調理後は4時間以内に販売し終わるよう作る量を調節してください。)

・食器は使い捨てのものを使用してください。また、提供する際に、持ち帰りなどせずにすぐに消費するように周知してください。

・一旦お客様に売られた食品の残飯等は、主催者が用意したゴミ箱により処分をいたしますが、未売上げの食品一切は、お持ち帰りいただき、各自で処分して下さい。

・調理及び販売当日に下痢、風邪等体調に異常を認める方、手指に傷のある方は直接食品を取り扱う作業には従事できません。

・食中毒の事故や苦情が発生した場合は、出店者において全ての対応をしていただき、主催者は責任を負いません。

◆火気等危険物の取り扱いについて

・コンロ(バーナー)は、地面より 50 cm 以上の高さに設置してください。

・ガスボンベや発電機等地面に跡や傷を残す恐れのあるものは、地面の上に直接置かず、ベニア板、ブロック等を設置しその上に置くようにして下さい。

・加熱された鍋・釜類を直接地面の上に置くことは絶対に避けてください。

調理中、調理後を問わず、油・残りカス等は地面に捨てず必ずお持ち帰りください。

・火気等危険物の取扱いについては、テント内に必ず設置し、一般来場者に危険が及ばないように、十分注意してください。

・主催者側では、発電機、プロパンガス等は用意しておりません。

◆火器取り扱いに伴う厳守事項について

・火器を使用する店舗については、必ず事前申請すること。

・プロパンガスを使用する際は、転倒防止のため店舗にくくりつけること。

・ガスホースは、火器具との接続部分に必ずガスバンドを使用して営業すること。

・劣化しているガスホースは使用禁止。

・発電機を使用する際は、あらかじめ燃料を満タンにしておくこと。

・ガソリン使用機器は取扱い説明書をよく読み、留意事項を厳守し、エンジン稼働中の給油は絶対におこなわないこと。また、給油の際は火器から十分離れた場所にてガソリン携行缶開栓前にエア抜きをおこなうこと。

・ガソリンの貯蔵については金属製容器を使用し、蒸気が流失しないよう密栓するとともに、貯蔵・取扱いを行う際は、火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所とするこ。

・くわえタバコ等での給油は、危険なため絶対にしないこと。

◆損害責任に関して

- ・飲食販売出展者は出展及び食品・販売行為に関して発生した事故・苦情に対して全ての賠償責任を負っていただきます。
- ・主催者では、会場管理の不備やイベント運営上のミスにより来遊者等第三者の身体・生命を害し、または財物を損壊した場合に対応するため、賠償責任保険に加入しておりますが、PL保険（生産物賠償責任保険）については加入しておりません。集団食中毒の発生、表示ミスで販売や商品トラブル発生等でお客様への補償、商品回収、新聞等での告知棟で多額な費用がかかった場合、主催者では一切関知しませんので、各自PL保険の加入をお願いします。

◆出展説明会について

- ・出展説明会 2026年4月2日(木)14時30分より

コムナーレ9階 浦和コミュニティセンター 第15集会室

(さいたま市浦和区東高砂町11-1 パルコ上)

※テント配置場所の抽選を行います。

◆提出書類

※事前の提出書類等は、遅滞なく速やかにご提出ください

出展区分	①活動紹介展示	②物品販売	③食品・飲料販売
【申請書1、1-2】出展申込書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
【申請書2】出展申請兼誓約書 (顔写真の入った証明書の写し)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
【申請書3】出品物リスト(物品販売用)		△(注)	<input type="radio"/>
【申請書4】出店者リスト/テント内平面図 (保健所提出書類)		△(注)	<input type="radio"/>
【申請書5】食品の取り扱い方法(調理工程等) (保健所提出書類)		△(注)	<input type="radio"/>
【申請書6】衛生管理計画(保健所提出書類) *2品目以上の出店の場合必要		△(注)	<input type="radio"/>
営業許可証の写し(コピー可)		△(注)	<input type="radio"/>
腸内細菌検査(検便)結果(4/2までに提出)		△(注)	<input type="radio"/>

△注) クッキーなど、あらかじめ自身で調理した物を当日販売する場合も提出が必要となります。

申込前に事務局までご相談ください。

◆出展申請について

所定の申込書に必要事項を記入し、提出書類と共にメールまたは郵送にてお申込ください。

※ファックスの場合必ず着信確認をしていただき、原本を後日郵送してください。

※写メによるメールでの申請につきましても、原本を後日郵送してください。

〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 11-1 コムナーレ 9 階

(公社) さいたま観光国際協会 国際交流センター

Email: iec@stib.jp TEL:048-813-8500 FAX:048-887-1505

開館時間：月～土曜日 9:00 から 18:00 休館日：日曜日・祝日

申込締切：2026年3月4日（水）17:00 必着

*出展の決定通知は説明会のご案内と共に 3月 16 日以降順次通知致します。非採用の団体にも通知いたします。